

○職員の育児休業等に関する条例

制 定 平 4 . 6 . 25 条例 6

最近改正 令 7 . 12 . 22 条例 4

(目 的)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（育児休業をすることができない職員）

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び管理者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して管理者が定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、

当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年大和川右岸水防事務組合条例第6号）第8条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が当該子の分べんのために勤務しなかった日数（管理者が定める日数に限る。）と当該子について育児休業をした日数を

合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときは第2条第2号のイ及び第2条第2号のウに掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあつては第2条第2号のウに掲げる場合に該当する場合)当該子の1歳6箇月到達日(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理者が定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次

に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施がおこなわれないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施がおこなわれないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこととする。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第6条 育児休業の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間について、給与を支給しない。

2 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成5年大和川右岸水防事務組合条例第1号）第3条第1項の規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前の管理者が定める期間において勤務した期間がある職員には、前項に規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第7条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間の範囲内でその職務に復帰した日以後のその者の最初の昇給にかかる期間を短縮することができる。

第8条 職員の退職手当に関する条例（昭和59年大和川右岸水防事務組合同条例第7号）第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して管理者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

（部分休業）

第10条 部分休業の承認は、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、当該職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与に関する条例（昭和34年大和川右岸水防事務組合同条例第8号）第25条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を減額して支給する。

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

（施行の細目）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平 7.12.15 条例 5）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 11.12.24 条例 4）

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 15.12.22 条例 7）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 22. 3.29 条例 2）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30.12.18 条例 5）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令 4.12.13 条例 5）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令 5. 3.29 条例 6）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令 7.12.22 条例 4）

この条例は、公布の日から施行する。